

平成19年8月9日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成19年(社)第1820号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・さいたま地方裁判所平成18年(ワ)第1955号)

口頭弁論終結日 平成19年6月19日

判 決

大阪市北区梅田1丁目2番2-900号

控訴人 株式会社クオークローン

代表者 代表取締役 鈴木秀一

訴訟代理人 弁護士 真貝暉

被控訴人

訴訟代理人 弁護士 福村武雄

主 文

1 本件控訴及び当審における被控訴人の請求の主文、予備の関係の整理に基づき、原判決中、被控訴人の控訴人に対する請求に関する部分を次のとおり変更する。

- (1) 控訴人は、被控訴人に対し、128万0963円及び内113万3030円に対する平成18年9月23日から、内12万円に対する平成18年10月6日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。

2 訴訟費用は、第1、2審を通じ、これを5分し、その4を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

3 この判決は、主文第1項(1)に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

**1 控訴人**

- (1) 原判決の主文第2項を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審を通じ、被控訴人の負担とする。

**2 被控訴人**

控訴棄却申立て

**第2 事案の概要等****1 事案の概要**

本件は、被控訴人が、消費者金融業者である控訴人との間で、借入及び弁済を繰り返しており、利息制限法に従って充当計算をすると既に過払になっているとして、被控訴人が悪意の受益者であるとする控訴人に対し、主位的請求として、不当利得返還請求権に基づく金員と、これに対する法定利息を年6パーセントの割合で計算した金銭の支払を求め、併せて、控訴人から取引履歴の一部しか開示されなかったことから精神的苦痛を被ったとして慰謝料20万円及び弁護士費用10万円を請求し、予備的請求として、不当利得返還請求権に基づく金員と、これに対する法定利息を年5パーセントの割合で計算した金銭の支払を求め、併せて、上記と同じく慰謝料20万円と弁護士費用10万円を請求した事案である。

原審は、被控訴人の主位的請求は棄却し、予備的請求を全部認容した。そこで、控訴人が、原判決を不服として控訴した。

被控訴人は、当審において、原審で申し立てた予備的請求は主位的請求に含まれるものであり、主位的請求と予備的請求の訴訟物は別のものではないと両請求の関係を整理した。

2 当事者の主張は、次のとおり補正し、当審における当事者の補充的な主張を後記3項のとおり付加するほか、原判決「事実及び理由」の第2の3記載のとおりである（ただし、原審における相原告であった に関する部分を

除く。) から、これを引用する。

- (1) 原判決3頁2行目の「主位的請求」を「主位的主張」と改める。
- (2) 同頁5行目の「当初借入額を0円として」を「当初借入額を0円とし、法定利息の利率を年6分として」と改める。
- (3) 同頁13行目の「予備的請求」を「予備的主張」と改める。
- (4) 同頁16行目の「当初借入額を0円として」を「当初借入額を0円とし、法定利息の利率を年5分として」と改める。
- (5) 同頁24行目の「(主位的請求及び予備的請求に共通)」を削除する。

### 3 当審における当事者の補充的な主張

#### (控訴人の主張)

- (1) 全体の取引を一体のものと捉えた点

平成8年9月11日までの取引と平成10年11月2日以降の取引とは、約2年1か月もの長期間が空いており、後の取引が前の取引の借り換えとして行われたものとは認められないことに照らすと、別個の取引というべきである。同一の契約番号が使用されていることは、控訴人の社内における顧客管理のためであり、それがため一連の取引となるものではない。

更に、前の取引により生じた過払金をもって後の取引の弁済に充当するというのは、当事者の意思に反するもので、許されない。

- (2) 不法行為に基づく損害賠償を認容した点

ア 原判決は、控訴人の本裁判に対する対応が誠実な対応ではないと判示した。しかし、控訴人は、平成18年8月11日被控訴人代理人からの受任通知を受け、同年9月15日に計算書（甲A1）を被控訴人代理人に送付した。控訴人は、現在、全国的に同種訴訟を多数提起され、物理的、人員的に処理可能な限度を超えていたため、和解による解決を原則としており、本訴の原審における答弁書においても、その旨記載した。更に、控訴人は、原審において、答弁書、準備書面、書証を提出し、裁判所の訴訟進行には

協力した。

以上から、不誠実な対応といわれる理由はない。

イ 原判決は取引履歴の不開示があったと認定したが、控訴人は、取引履歴の開示には任意に応じており、被控訴人に対する関係でも、同様である。

(被控訴人の主張)

(1) 控訴人の上記主張(1)について

控訴人の上記主張は争う。

本件の取引のように、控訴人と被控訴人との間の個別の貸付及び返済に先立って、基本限度額を定めてその限度額の範囲内で貸付及び返済を繰り返すことを予定している継続的な消費貸借契約においては、先行する弁済によつて発生した過払金は、その後の新たな貸付金に当然充当される関係にある。

(2) 控訴人の上記主張(2)について

控訴人の上記主張は争う。

原審において、控訴人が裁判所に出頭することが困難であったとの事情は存在しない。また、平成元年4月14日より前のデータが消去されたという控訴人の主張は証拠を伴わないもので、信用できない。原判決は相当である。

### 第3 当裁判所の判断

1. 被控訴人が原審で請求した主位的請求に含まれる取引履歴不開示による損害賠償請求と予備的請求に含まれる取引履歴不開示による損害賠償請求とは全く同一の請求であり、また、主位的請求に含まれる不当利得返還請求と予備的請求に含まれる不当利得返還請求とは、過払金に付する法定利息の利率が前者は商事法定利率の年6分として計算したものであるのに対し、後者が民事法定利率の年5分として計算したものである点が異なるのみであるから、後者は前者に含まれる関係にある。

したがって、被控訴人の原審における主位的請求、予備的請求との請求の関係の整理は誤りであり、被控訴人が当審で整理するとおり、主位的請求とされ

た請求と予備的請求とされた請求とは同じ訴訟物である。

当審での審理の対象は、商事法定利率年6分の適用が認められない場合の予備的主張である民事法定利率年5分の適用が認められ、その利率で計算した限度で一部認容された不当利得返還請求（附帯請求を含む。）及び全部認容された取引履歴不開示による損害賠償請求（附帯請求を含む。）の当否である。

## 2 不当利得返還請求について

(1) 被控訴人は、控訴人（平成14年4月1日より前は、リッチ株式会社に合併前の東和商事株式会社。同日以後は、同日商号が株式会社ぶらっとに変更し、平成17年6月13日に現商号に変更した控訴人。以下、合併、商号変更の前後を通じて「控訴人」という。）との間で、平成元年4月14日以前から借入及び返済を繰り返してきたと主張し、控訴人から開示された取引履歴を前提とし、当初借入額を0円として利息制限法に基づいて計算すると、原判決別紙2のとおり、過払金額が113万3030円となるとして、控訴人に対し、過払金113万3030円の支払を求めるほか、控訴人は悪意の受益者であるとして、本件提訴日である平成18年9月22日までの年5分の割合による法定利息2万7933円及び113万3030円に対する同月23日から年5分の割合による法定利息の支払を求めている。これに対し、控訴人は、原審以来、被控訴人ととの取引は、平成8年9月11日の預り金30円の返済により、それまでの取引は終了しており、平成10年11月2日に40万円が貸し付けられるまで約2年1か月の間隔があり、それ以前の取引とは別個の債権であると主張している。

(2) そこで、以下、全体の取引を一体のものと捉えることができるかについて検討する。

ア 控訴人が平成18年8月23日に作成した取引一覧表（乙A1）によれば、遅くとも平成元年4月14日以後、控訴人と被控訴人との間で返済と貸付が継続的に行われ、平成8年9月5日被控訴人から控訴人に対し3万

2279円が入金となり、控訴人の計算上、残高が0円となり、同月11日に30円が「店頭」で「(預り金返金)」となったこと、それから約2年1か月が経過した平成10年11月2日に、控訴人は被控訴人に対し40万円を貸し付け、以後継続的に弁済と貸付が繰り返されたことが認められる。

イ しかし、他方、以下の事実が認められる。

(ア) 被控訴人は、控訴人と被控訴人との間の個別の貸付及び返済に先立ち、基本限度額を定めてその限度額の範囲内で貸付及び返済を繰り返すことを予定している継続的な消費貸借契約においては、先行する弁済によって発生した過払金は、その後の新たな貸付金に当然充当される関係にあると主張した上、本件において、控訴人と被控訴人との間に基本契約が締結され、被控訴人は、予め設定された限度額の範囲内で繰り返し控訴人から金員を借り入れることができ、借入金は毎月一定の支払日に返済されることとされ、被控訴人の毎月の最低返済額は借入金限度額を基準とする一定額に設定され、利息は、前月の支払日の返済後の残元金の合計に対する当該支払日の翌日から当月の支払日までの期間に応じて計算されていたと主張している。

(イ) これに対し、本訴において、控訴人が提出した証拠は、取引一覧表と計算書の各写し(乙A1, 2)だけであり、控訴人は、基本契約書も提出せず、被控訴人の上記(ア)記載の主張を否定する立証活動(たとえば、平成10年11月2日の貸付に先立ち、控訴人の信用状態などについて新たな審査をしたことなど。)を一切しない。

(ウ) そして、控訴人が提出した取引一覧表(乙A1)においても、控訴人と被控訴人との間の取引全体が連続して記載されており、同書面に「口座」と記載された「8004-09758-01」のうち「8004-09758」の部分は、控訴人が被控訴人に付けた会員番号であると認

められ（乙A2），それに続く番号（「-01」）は同取引全体で共通である。

ウ 以上の事実によれば，控訴人と被控訴との間に基本契約が締結され，被控訴人は，予め設定された限度額の範囲内で繰り返し控訴人から金員を借り入れることができ，借入金は毎月一定の支払日に返済されることとされ，被控訴人の毎月の最低返済額は借入金限度額を基準とする一定額に設定され，利息は，前月の支払日の返済後の残元金の合計に対する当該支払日の翌日から当月の支払日までの期間に応じて計算されていた事実が認められる。そうすると，債務の弁済は，各貸付ごとに個別的な対応関係をもって行われることが予定されているものではなく，基本契約に基づく借入金の全体に対して行われるものと解され，充当の対象となるのはこのような全体としての借入金債務であると解することができる。よって，各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当した結果，過払金が発生した場合には，弁済当時他の借入金債務が存在しない時でも，その後に発生する新たな借入金債務に上記過払金を充当する旨の合意を含んでいるものと解するのが相当である。

この点に関する控訴人の上記主張は理由がない。

(3) 被控訴人は，控訴人から開示された取引履歴を前提とし，平成元年4月14日の取引の直前の時点において，借入残額を0円として，以降利息制限法に基づいて計算している。

控訴人の開示した取引履歴によれば，平成元年4月14日の2000円の返済後の被控訴人の債務残高は4万5782円とされているから，それ以前から被控訴人と控訴人（東和商事株式会社）との貸借取引があったことはうかがわれるけれども，それ以上に，いつ頃から，いくらの借り入れで，支払利息の利率はどのような約定で何回繰り返されていたかについての一部分なりともを示す客観的な証拠も，被控訴人の陳述書もない以上，取引の当初か

らの支払利息を利息制限法による制限利率で計算し直して、制限超過分の利息を順次残元金に充当すると、平成元年4月14日当時には、過払金すら生じている蓋然性が高く、少なくとも残元金が0であると推認することはできない。

もっとも、民事訴訟における訴訟物などの法律構成、請求額の決定は、原告として民事訴訟を提起する者が行うものであり、本件のような過払いを理由とする不当利得返還請求訴訟においても、このことは同じである。被控訴人が、控訴人との間の取引は平成元年4月14日に被控訴人が控訴人（東和商事株式会社）に2000円を法律上の原因なく給付したことから開始したことを前提として訴訟を提起したことには、特段問題はない。これに対し、被告である控訴人は、両者間のそれ以前の取引、具体的な貸金債権の発生を主張立証して、被控訴人の主張する平成元年4月14日以後の被控訴人から控訴人への弁済が、被控訴人の主張するような平成4年10月5日以後の貸付金に充当されるものでない（他に充当されるべき未払利息や残元本がある）ことを明らかにして、反駁することが可能であり、貸付債権の管理に重大な関心を持つ金融業者である控訴人にとって、それは極めて容易なことであるはずである。

ところが、控訴人は、本訴提起前における取引履歴の開示においても、本件訴訟提起以後においても、平成元年4月14日の取引後の被控訴人に対する融資残高は4万5782円である（したがって、同日の2000円の弁済前の融資残高が4万7782円である。）と開示したにとどまり、その債権がどのような取引の結果生じたものかについて一切明らかにすることはなく、本訴においても、その発生原因を特定しようとせず、その特定はされていない。

以上のような事実に基づくと、本件において、被控訴人が平成元年4月14日の取引の直前の借入残高を0円として計算することは正当である。

(4) 控訴人は、消費者金融業者であり、貸金業の規制等に関する法律に精通しているはずであるから、被控訴人の利息制限法を超過した利息の支払が同法43条に該当しないことは容易に認識していたものと考えられるので、悪意の受益者といえる。

(5) 控訴人は、平成8年9月11日以前の取引について消滅時効を援用する  
(控訴人は、同日以前の取引とその後の取引が別個の取引であることを前提として消滅時効を援用するが、全体が一個の取引であるとしても、過払金の発生毎に消滅時効は進行を開始するのであるから、控訴人の主張は、この趣旨での消滅時効の主張を含むものと解される。)。

しかし、原判決別紙2のとおり、平成8年9月5日現在の過払金33万5881円及び利息4万5017円は、平成7年8月8日以後に発生したもののが累計であるところ、これらの過払金及び利息は、平成8年11月2日の40万円の借入の返済に充当されてすべて消滅したのであるから、時効による消滅が問題となる余地はない。

控訴人の消滅時効の主張は採用できない。

(6) 以上から、被控訴人は、控訴人との間で、控訴人から開示された取引履歴を前提とし、当初借入額を0円として利息制限法に基づいて計算すると、原判決別紙2のとおり、過払金額は113万3030円となり、控訴人は悪意の受益者であるから、本件提訴日である平成18年9月22日まで予備的主張にかかる年5分の割合による法定利息2万7933円及び113万3030円に対する同月23日から年5分の割合による法定利息の支払を求める限度で被控訴人の請求は理由がある。

### 3 不法行為に基づく損害賠償請求について

(1) 被控訴人は、被控訴人との取引について、控訴人は一部しか取引履歴を開示しなかったとして、正確な不当利得返還請求権を把握することができず、精神的苦痛を被ったので、控訴人に対して不法行為に基づく損害賠償として

20万円を請求し、また、弁護士費用10万円の損害についても上記履歴不開示と相当因果関係があると主張する。

(2) 弁論の全趣旨によれば、控訴人は平成18年8月11日、被控訴人代理人から受任通知を受け、同年9月15日ころに計算書（甲A1）を被控訴人代理人に発送し、平成元年4月14日以降の取引履歴を開示したことが認められる。

控訴人は、平成元年4月14日より前の取引に関する情報は、東和商事株式会社において落丁（消去）しており、控訴人（リッチ株式会社）は合併にあたりそれに関する取引履歴を引き継がなかったこと、落丁（消去）の理由は、東和商事株式会社のコンピュータシステム上の容量負荷が主な原因であったことを主張するが、その主張にそう証拠は、原審においても、弁護士である代理人に訴訟追行を委任した当審においても、一切提出されていない。

金融業者にとって、顧客（債務者）との取引の当初からの履歴は重要な情報であり、むやみに廃棄することは考えられず、特にコンピュータに蓄積された情報であれば保存が容易であることを考慮すると、平成元年4月14日以降の取引履歴が保存されている以上、それ以前の取引履歴も保存されているものと推認することができる。

東和商事株式会社において落丁（消去）が生じた原因について、それが東和商事株式会社のコンピュータの記憶容量に由来し、取引履歴の保存についての同社の内規等に従った通常の業務処理によるものか、何らかの操作ミスによるものか、当時のコンピュータの記憶装置はどのようなもので、その容量はどの程度であったか、これに対し当時記録されるべき取引数はどの程度であったのか、取引履歴の保存についての内規の存在及びその内容、消去はどのような基準で具体的にどのような方法で行われたのか、操作ミスによるものであれば、どのような地位にあった者がどのような操作ミスをした結果どのような範囲の取引履歴が消失したのか、いわゆるバックアップデータは

存在しなかったのかなどについての立証は決して不可能ではないと考えられるのに、それが一切されていない以上、平成元年4月まで開示時点から17年以上前の取引履歴を比較的早期に開示している控訴人のそれなりの誠意ある態度を考慮しても、前記の推認を覆すことはできない。

そうすると、貸金業者として信義則上負う義務に反し、控訴人は被控訴人との取引履歴を一部しか開示しなかったものであり、その結果被控訴人は、控訴人との取引によって生じた自己の権利である不当利得返還請求権の全体を把握することができず、精神的苦痛を受けたものと認められる。

その精神的苦痛に対する慰謝料は10万円が相当であり、またこの請求に要した弁護士費用の内2万円の限度で相当因果関係を認めるのが相当である。

4 よって、以上の判断に従い、控訴人の控訴と被控訴人の請求の主位、予備の関係の整理に基づき、原判決中、被控訴人の控訴人に対する請求に関する部分を主文のとおり変更することとする。

東京高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官 西 田 美 昭

裁判官 犬 飼 真 二

裁判官 塙 木 稔

東京高等裁判所

これは正本である。

平成19年8月9日

東京高等裁判所第14民事部

裁判所書記官 古澤秀

